

卸売市場整備基本方針（平成18年4月） - 抜粋 - （卸売市場の再編関係）

第2 卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しつつ、別記1の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、消費の質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済・財政事情を勘案し、卸売市場がこれまで以上に生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムとして評価されるよう、次の事項に留意して行うものとする。

1 中央卸売市場

- (2) 既存の中央卸売市場であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組むものとすること。なお、中央卸売市場が総合卸売市場である場合にあっては、当該市場が取り扱う各々の取扱品目の部類ごとに指標を適用するものとする。

当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内における需要量未満であること。

当該中央卸売市場における取扱数量が、

- ア 青果物にあっては65,000トン未満
 - イ 水産物にあっては35,000トン未満
 - ウ 花きにあっては6,000万本相当未満
- であること。

当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、

- ア 青果物にあっては9.9%以上
 - イ 水産物にあっては15.7%以上
 - ウ 食肉にあっては10.5%以上
 - エ 花きにあっては7.4%以上
- であること。

以下のいずれかの要件に該当すること。

- ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省の定める繰出しの基準を超えていること（食肉卸売市場の開設者である場合には、市場特別会計を食肉に係るもの、食肉以外に係るものに区分すること）
- イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占め

る卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法第51条第2項各号のいずれかに該当していること。

- (3) (2)に規定する中央卸売市場の再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする。ただし、島しょにある中央卸売市場、周辺の中央卸売市場において取り扱っていない品目の部類を取り扱っている中央卸売市場（当該取扱品目の部類に限る。）及び食肉市場についてはこの限りではないものとする。なお、(2)に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて当該措置に取り組むことが望ましい。

市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）

地方卸売市場への転換

他の卸売市場との統合による市場機能の集約

集荷・販売面における他の卸売市場との連携

市場の廃止その他市場流通の効率化

2 地方卸売市場等((1)及び(2)については、水産物産地市場を除く。)

- (1) 地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、都道府県卸売市場整備計画に必要に応じて地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場で、次に掲げる措置のいずれかを講じるもの（地域拠点市場）を定めるものとする。

他の地方卸売市場との統合

他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

- (2) この場合における地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、当該市場が青果物を主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として15,000トン以上
当該市場が水産物を主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として7,000トン以上
当該市場が花きを主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として2,000万本相当以上にそれぞれ達することが見込まれるものとする。

- (3) 全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、卸売市場法第73条に基づき地域拠点市場が他の市場と統合する場合において農林水産大臣が認定を行う場合には、当該統合が次に掲げる要件のすべてに適合しているかどうかを確認するものとする。

当該統合の中核となる地域拠点市場の開設者の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。

統合後の地域拠点市場の開設者の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。

当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)

第4条第2項の規定により、同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

- (4) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努めること。
- (5) 中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に配置すること。
- (6) 食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展、食肉処理施設との関連に留意の上市場機能が十分に発揮し得るよう配置すること。

3 水産物産地市場

水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して統合等により市場機能の強化を推進すること。